

須坂市緊急総合経済対策本部設置要綱

(設 置)

第1 原油・原材料価格の高騰等に加えて、世界的な金融不安や景気悪化への懸念の広がりを背景とする経済状況等の悪化に対し、国、長野県の経済対策との整合等を図りながら、須坂市として対応可能な施策に、関係部局が連携して的確に取り組むことにより、市民生活や企業活動の安心・安定が図られるよう、須坂市緊急総合経済対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 経済状況等の悪化に伴う市民生活、企業活動等への対策の推進
- (2) 経済状況等の悪化への対策の推進に関する関係部局間の調整
- (3) その他経済状況等の悪化の対策について必要な事項

(構成員)

第3 対策本部は、別表に掲げる職員をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4 対策本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、対策本部会議の議長となる。
- 4 本部長を補佐するため、副本部長を置く。
- 5 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名した副本部長がその職務を代理する。

(会 議)

第5 対策本部会議は、必要に応じ、本部長が招集する。

- 2 対策本部会議は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6 対策本部の事務局を総務部政策推進課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が対策本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月10日から施行する。

別表（第3関係）

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
構成員	総務部長 健康福祉部長 市民生活部長 産業振興部長 まちづくり推進部長 水道局長 消防長 会計管理者 教育次長 議会事務局長 総務課長 政策推進課長 財政課長